

保護者の皆様へ

練馬区教育委員会事務局  
保健給食課長 唐澤 貞信  
(公印省略)

### 練馬区立小中学校給食弁当代替費補助事業のお知らせ

練馬区立の小学校および中学校に在籍する児童・生徒の保護者に、学校給食の代わりに保護者が弁当対応する経費を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として練馬区立小中学校給食弁当代替費補助事業を実施いたします。補助をご希望される場合は学校への委任等が必要になりますので、下記の通りご対応ください。

記

#### 1 支給対象

食物アレルギー、宗教等のやむを得ない事情のため、学校給食に弁当を持参した児童・生徒を対象とします。

#### 【支給対象者一覧表】

弁当の持参方法	対象	備考
毎日、給食の全てについて弁当を持参している場合	○	給食実施回数分が補助の対象になります。
一部の日にちで、給食の全てについて弁当を持参している場合	○	弁当を持参した回数分が補助の対象になります。
牛乳のみ給食の提供を受けて、他の給食の全てについて弁当を持参している場合	○	牛乳代金を差し引いた補助単価で補助金を計算します。
1食の中で一部弁当持参（献立によって主食・主菜・副菜等を持参し、給食の一部を食べる場合）	×	学校給食補助事業において補助いたしません。
飲用牛乳を除去する場合	×	
除去食を提供する場合	×	

ただし、生活保護を受給している方は保護費で支給されるため、本制度の対象外です。

## 2 提出書類

委任状は各校から対象者にお配りします。各学校へご提出ください。

提出締切 令和6年5月31日(金)

## 3 補助対象期間

令和6年4月から

## 4 補助額について

学校給食費を補助単価とし、弁当の持参回数に応じて補助金を保護者に支給します。

【補助単価】(令和6年度給食費と同額)

小学校(低学年) 288円/食

(中学年) 302円/食

(高学年) 321円/食

中学校 376円/食

※ 牛乳のみ提供を受けている場合は上記金額から牛乳代金を引いた金額で計算します。(5月上旬決定)

## 5 支給方法について

学校からの申請を基に決定した金額を年2回支給します。

各校を通じて請求書をお渡ししますので、保健給食課まで郵送またはご持参してご提出ください。

ア 第一回目 令和6年11月中(令和6年4月から同年9月分)

イ 第二回目 令和7年4月上旬(令和6年10月から令和7年度3月分)

### 【担当】

練馬区教育振興部 保健給食課 学校給食係

電話 03-5984-5736

F A X 03-5981-1221